

## 函館市児童発達支援センター利用者負担（食費）軽減事業実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、児童発達支援センター（以下「センター」という。）を利用する児童（以下「児童」という。）の保護者の経済的負担を軽減し、もって児童の福祉の向上に寄与することを目的に、児童がセンターを利用する際、徴収される利用者負担（食費）を軽減するための助成事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### （事業）

第2条 市長は、児童が食事の提供を受けた場合にセンターに支払う費用（食費相当分に限る。以下「食費」という。）を対象に、児童の保護者が負担すべき食費の全部または一部を助成する事業を実施する。

### （対象者）

第3条 前条の助成の対象者は、市内に住所を有する児童の保護者とする。

### （申請等）

第4条 第2条の助成を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは助成の可否を決定し、助成を決定したときは別記第2号様式の助成決定通知書により、決定しないときは別記第3号様式の申請却下通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

### （変更の届出等）

第5条 助成の決定を受けた者が決定の内容に変更があったときは、別記第4号様式の届出書により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、変更の可否を決定し、別記第5号様式の通知書により、当該申請者に通知するものとする。

### （助成金）

第6条 助成金は、センターが徴収する1食当たりの食費の額から、別表に掲げる基準額を控除した額に、センターから食事提供を受けた日

数を乗じて得た額とする。

(支給等)

第7条 助成金は、1月単位とし、7月、10月、1月および4月に、前3月分を支給するものとする。ただし、これにより難しい場合には、他の月に支給することができる。

2 助成金の請求は、前項の支給月の5日までに行わなければならない。ただし、4月については3月31日までに行わなければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の支給を受ける者が、偽りその他不正により支給を受けたときは、その者から当該助成金を返還させることができるものとする。

(記録の整備)

第9条 市長は、当該事業に係る記録の整備をし、事業が完了した日以降、5年間これを保存しなければならないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 平成19年10月の支給については、第7条第1項の規定にかかわらず、前2月分とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の別記第1号様式の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の別記第1号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の別記第1号様式の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の別記第1号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。

附 則（令和7年3月19日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	基準額 (1食あたり)
<p>対象者および対象者と同一世帯に属する者について当該年度（センターから食事の提供を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（条例で定めるところにより市民税を免除された者を含む。）である場合の対象者または対象者および対象者と同一世帯に属する者がセンターから食事の提供を受けた月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）もしくは要保護者である者であつて子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条で定めるものに該当する場合における対象者（以下「低所得者等」という。）</p>	<p>0円</p>
<p>対象者および対象者と同一世帯に属する者について当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満である場合における対象者（低所得者等を除く。）</p>	<p>115円</p>
<p>上記以外の対象者</p>	<p>230円</p>

別記第1号様式（第4条関係）

利用者負担（食費）助成申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
障害児との続柄（ ）  
電 話 局 番

児童発達支援センターの利用に係る利用者負担（食費）の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

対象 障害 児	(フリガナ) 氏 名		生年 月 日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	函館市 町 丁目 番（地） 号		
	身体障害者 手 帳	(記号) (番号)	療 育 手 帳	(記号) (番号)
保 護 者 氏 名		(申請者と同じ場合は省略できます。)		
利 用 施 設 名			利用開始日	年 月 日
決定されている 世帯の所得区分		1 生活保護または支援給付 2 低所得1 3 低所得2 4 一般（市民税所得割28万円未満） 5 一般（市民税所得割28万円以上）		

注) 1 「所得区分」欄については、受給者証または決定通知書等を確認のうえ、該当番号を○で囲んでください。

2 支援給付とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含みます。）をいいます。

別記第2号様式（第4条関係）

利用者負担（食費）助成決定通知書

年 月 日

（申請者） 様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった児童発達支援センターの利用に係る利用者負担（食費）の助成については、次のとおり決定したので通知します。

障 害 児	氏 名			
	住 所	函館市	町 丁目	番（地） 号
1食あたりの 助成基準額		円	助成適用 決定月	年 月から
保護者氏名				
利用施設名			所得区分	

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第3号様式（第4条関係）

利用者負担（食費）助成申請却下決定通知書

年 月 日

（申請者） 様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった児童発達支援センターの利用に係る利用者負担（食費）の助成については、次の理由により申請を却下することに決定したので通知します。

障 害 児	氏 名	
	住 所	函館市 町 丁目 番（地） 号

却下の理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第4号様式（第6条関係）

利用者負担（食費）助成変更届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
障害児との続柄（ ）  
電 話 局 番

決定を受けた児童発達支援センターの利用に係る利用者負担（食費）の助成について、次のとおり変更を届け出ます。

対象障害児	(フリガナ) 氏 名		生年 月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	函館市 町 丁目 番（地） 号		
保護者氏名		（申請者と同じ場合は省略できます。）		
変更する内容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	1 世帯の所得区分			
	2 利用施設			
	3 その他 ( )			
変 更 日	年 月 日から			

注) 「変更する内容」欄については、受給者証または決定通知書等を確認のうえ、該当番号を○で囲んでください。

別記第5号様式（第6条関係）

利用者負担（食費）助成変更決定通知書

年 月 日

（申請者） 様

函館市長

年 月 日付けで変更の届出のあった児童発達支援センターの利用に係る利用者負担（食費）の助成については、次のとおり決定したので通知します。

障 害 児	氏 名			
	住 所	函館市	町 丁目	番（地） 号
1食あたりの 助成基準額		円	変更適用 決定月	年 月から
保護者氏名				
利用施設名			所得区分	

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。